

八戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）の例による。

(総合事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 第1号事業

ア 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスをいう。以下同じ。）

(イ) 共生型訪問型サービス（八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第42条の2に規定する事業を行う者であって、同条各号の基準を満たす者が、当該事業所に係る第13条第1項の申請により法第115条の45の3第1項の指定を受けて行う訪問型サービスをいう。ただし、法第72条の2第1項に規定する厚生労働省令で定めるところによる別段の申出をしたときを除く。以下同じ。）

(ウ) 訪問型サービスA（旧介護予防訪問介護に係る基準より緩和した基準による訪問型サービスをいう。以下同じ。）

(エ) 訪問型サービスC（3か月から6か月までの短期間で行われる訪問型サービスをいう。以下同じ。）

イ 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）

(ア) 介護予防通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護に相当する通所型サービスをいう。以下同じ）

(イ) 共生型通所型サービス（指定居宅サービス等基準条例第 114 条の 2 に規定する事業を行う者であって、同条各号の基準を満たす者又は八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 31 号。以下「指定地域密着型サービス等基準条例」という。）第 61 条の 20 の 2 に規定する事業を行う者であって、同条各号の基準を満たす者が、当該事業所に係る第 13 条第 1 項の申請により法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定を受けて行う通所型サービスをいう。ただし、法第 72 条の 2 第 1 項又は法第 78 条の 2 の 2 第 1 項に規定する厚生労働省令で定めるところによる別段の申出をしたときを除く。以下同じ。）

(ウ) 通所型サービス A（旧介護予防通所介護に係る基準より緩和した基準による通所型サービスをいう。以下同じ。）

(エ) 通所型サービス C（3 か月から 6 か月までの短期間で行われる通所型サービスをいう。以下同じ。）

ウ 介護予防ケアマネジメント（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）

(ア) ケアマネジメント A（八戸市地域包括支援センターが実施する原則的なケアマネジメントをいう。以下同じ。）

(イ) ケアマネジメント B（八戸市地域包括支援センターが実施するケアマネジメント A より緩和した基準によるケアマネジメントをいう。以下同じ。）

(2) 一般介護予防事業

2 前項第 1 号ア(ウ)に定める訪問型サービス A については、八戸市訪問型日常生活支援事業実施要綱（令和元年 6 月 1 日実施）に基づき実施するものとする。

3 第 1 項第 1 号ア(エ)に定める訪問型サービス C については、八戸市訪問型低栄養改善事業実施要綱（令和元年 12 月 1 日実施）に基づき、実施するものとする。ただし、1 年を超えない期間内は同事業を利用することはできない。

4 第 1 項第 1 号イ(エ)に定める通所型サービス C については、次に掲げる要綱に基づき実施するものとする。ただし、2 年を超えない期間内に当該サービスのうち同一の事業を 6 か月を超えて利用することはできない。

(1) 八戸市運動・認知複合型プログラム事業実施要綱（令和 5 年 4 月 1 日実施）

(2) 八戸市高齢者口腔機能向上事業実施要綱（平成 18 年 4 月 1 日実施）

5 第 1 項第 1 号ウ(ア)に定めるケアマネジメント A は、介護予防訪問介護相当サービス、共生型訪問型サービス、介護予防通所介護相当サービス、共生型通所型サービス、通所型サービス A、訪問型サービス C 及び通所型サービス C の実施にあたり適用するものとする。

6 第 1 項第 1 号ウ(イ)に定めるケアマネジメント B は、八戸市介護予防ケアマネジメント

実施要綱（令和元年6月1日実施）に基づき、実施するものとする。

（総合事業の実施方法）

第5条 市長は、総合事業を次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス 通知別記1(1)ア(エ)①(c)に基づく事業者指定による実施
- (2) 共生型訪問型サービス 通知別記1(1)ア(エ)①(c)に基づく事業者指定による実施
- (3) 訪問型サービスA 通知別記1(1)ア(エ)①(a)に基づく直接実施または通知別記1(1)ア(エ)①(b)に基づく委託による実施
- (4) 訪問型サービスC 通知別記1(1)ア(エ)①(a)に基づく直接実施
- (5) 介護予防通所介護相当サービス 通知別記1(1)ア(エ)①(c)に基づく事業者指定による実施
- (6) 共生型通所型サービス 通知別記1(1)ア(エ)①(c)に基づく事業者指定による実施
- (7) 通所型サービスA 通知別記1(1)ア(エ)①(c)に基づく事業者指定による実施
- (8) 通所型サービスC 通知別記1(1)ア(エ)①(a)に基づく直接実施または通知別記1(1)ア(エ)①(b)に基づく委託による実施
- (9) 介護予防ケアマネジメント 通知別記1(1)ア(エ)①(a)に基づく直接実施
- (10) 一般介護予防事業 通知別記1(1)ア(エ)①(a)に基づく直接実施

2 市長は、前項第9号のうち一部を通知別記1(1)ア(エ)①(b)に基づく委託により実施することができる。

（総合事業の対象者）

第6条 第4条第1項第1号に掲げる第1号事業を利用することができる者は、省令第140条の62の4に規定する者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）とする。

2 第4条第1項第2号に掲げる一般介護予防事業を利用することができる者は、法第9条第1号に規定する第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。ただし、住民主体の通いの場に65歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない。

（総合事業の対象者確認）

第7条 第4条第1項第1号に掲げる第1号事業（訪問型サービスA、訪問型サービスC及び通所型サービスCを除く。以下この条において同じ。）の利用を希望する者は、法第32条の規定による要支援認定又は市長による総合事業の対象者であることの確認（以下「総合事業対象者確認」という。）を受けている場合を除き、当該利用に先立ち、要支援認定を受けなければならない。

2 第4条第1項第1号に掲げる第1号事業の利用を希望する者で、次の各号のいずれかに該当するものは、総合事業対象者確認を受けなければならない。

- (1) 前項の結果、要介護状態区分又は要支援状態区分のいずれにも該当しない者
- (2) 要支援認定を既に受け、かつ、要支援認定の有効期間の満了にあたり、要支援更新認

定の申請を行わない者

- 3 総合事業対象者確認は、省令第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 197 号）に定める基本チェックリスト（以下「基本チェックリスト」という。）により行うものとする。
- 4 市長は、総合事業対象者確認を行った場合は、すみやかにその結果を確認対象者に通知するものとする。
- 5 総合事業対象者確認の結果は、確認対象者の状況に著しい変化が無い場合に限り、当分の間有効とする。

（総合事業の利用の手続）

第 8 条 第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号事業（訪問型サービス A、訪問型サービス C 及び通所型サービス C を除く。）の利用を希望する者であって、前条第 3 項に定める対象者確認を実施した者は、別記様式により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、総合事業の利用の承認又は不承認を決定し、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項において総合事業の利用を承認するときは、基本チェックリストの実施日等の必要事項を被保険者証に記載し、これを返付するものとする。
- 4 申請者は、事業の利用を変更し、中止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

（第 1 号事業の費用）

第 9 条 総合事業のうち、第 1 号事業の実施に要する費用の額は、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号。以下「報酬告示」という。）に準じて、別表 1 に掲げるサービスの種類ごとに、別表 1 に定める単位数に 1 単位の単価を乗じて算出するものとする。なお、第 1 号事業の実施に要する費用の算定にあたっては、別表 1 に定める他は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 78 号）第 21 条の規定による改正前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 30 年 3 月 22 日老高発 0322 第 2 号・老振発 0322 第 1 号・老老発 0322 第 3 号、厚生労働省老健局高齢者支援・振興・老人保健課長連名通知）による改正前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

- 2 別表 1 に掲げるサービスの種類のうち、別表 2 に掲げる加算の対象となるものは、別表

2に定める単位数に1単位の単価を乗じて算出するものとする。

3 前2項の算出にあたっては、月ごとに行うものとする。

4 前3項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費の支給)

第10条 居宅要支援被保険者等の第1号事業支給費は、前条にて算出された額を、それぞれ次に掲げる割合で支給するものとする。

(1) 第1号訪問事業（訪問型サービスA及び訪問型サービスCを除く。）及び第1号通所事業（通所型サービスCを除く。） 100分の90

(2) 第1号介護予防支援事業 100分の100

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費（訪問型サービスA、訪問型サービスC及び通所型サービスCを除く。）については、前項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上である法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費（訪問型サービスA、訪問型サービスC及び通所型サービスCを除く。）については、第1項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(第1号事業支給費の支給限度額)

第11条 第1号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する要支援1の区分に係る単位数により算定した額とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同号ロに規定する要支援2の区分に係る単位数により算定した額とすることができる。

2 前項の算定は、通知別記1(1)ア(エ)①(c)の方法により実施する事業について行う。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第12条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うことができる。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

3 高額介護予防サービス費等相当事業は、通知別記1(1)ア(エ)①(c)の方法により実施する事業について行う。

(事業者の指定)

第13条 事業者は、総合事業を通知別記1(1)ア(エ)①(c)の方法により実施するとき、八戸市指定事業者の指定に関する要綱（令和5年4月1日実施。以下「指定要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき指定の申請を行うものとする。

- 2 市長は、前項に定める申請があった場合は、その内容を審査し、指定の適否を決定したときは、当該申請した者にその旨を通知するものとする。

(指定の更新)

第14条 指定事業者は、前条に定める指定の更新は、指定要綱第4条第1項の規定に基づき行うものとする。

- 2 市長は、前項に定める申請があった場合は、その内容を審査し、指定更新の適否を決定したときは、当該申請した者にその旨を通知するものとする。

- 3 指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 4 前項で「6年ごと」とあるのは、事業者からの申出により「6年未満」とすることができる。

(指定事業者の基準)

第15条 指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める基準に従い事業を行わなければならない。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準(旧介護予防訪問介護に係るものに限る。ただし、介護保険法施行規則等の一部改正をする省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等基準」という。)の第37条第2項中「2年間」とあるのは、同項第2号については「5年間」とする。)

- (2) 共生型訪問型サービス 指定居宅サービス等基準条例第42条の2各号及び第42条の3に規定する基準

- (3) 介護予防通所介護相当サービス 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準(旧介護予防通所介護に係るものに限る。ただし、旧介護予防サービス等基準の第106条第2項中「2年間」とあるのは、同項第2号については「5年間」とする。)

- (4) 共生型通所型サービス 指定居宅サービス等基準条例第114条の2各号及び第114条の3に規定する基準又は指定地域密着型サービス等基準条例第61条の20の2各号及び第61条の20の3に規定する基準

- (5) 通所型サービスA 八戸市通所型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に規定する基準

(指定の変更の届出等)

第16条 指定事業者は、指定の申請事項の変更又は事業の再開の届出にあっては指定等要綱第3条第1項の規定に基づき、事業の廃止又は休止の届出にあっては同要綱第3条第2項又は第3項若しくは第4項の規定に基づき、それぞれ行うものとする。

(指定の取消し等)

第 17 条 市長は、法第 115 条の 45 の 9 の規定に基づき、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、当該事業者はその旨を通知するものとする。

(指定の拒否)

第 18 条 市長は、第 13 条に定める指定については、第 15 条に定める基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、本市の第 1 号事業の計画量を超過する場合、その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適正な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所を指定しないこととすることができる。

(本市の区域の外の事業所に係る特例)

第 19 条 この要綱の規定にかかわらず、指定に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の要綱等で定めるところによる。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 8 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 15 日から実施し、改正後の別表 1 及び別表 2 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 5 年 12 月 4 日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施し、改正後の別表 1 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施し、改正後の別表 1 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 9 条関係)

事業の種類	サービスの種類	単位数	1 単位の単価
第 1 号訪問事業	介護予防訪問介護相当サービス	報酬告示別表の 1 に定める単位（ニからトを除く）	10 円
	共生型訪問型サービス	報酬告示別表の 1 に定める単位（ニからトを除く）	10 円
第 1 号通所事業	介護予防通所介護相当サービス	報酬告示別表の 2 に定める単位（イ(3)及びイ(4)を除く）	10 円
	共生型通所型サービス	報酬告示別表の 2 に定める単位（イ(3)及びイ(4)を除く）	10 円
	通所型サービス A	事業対象者・要支援 1・要支援 2（1 回 2～3 時間、週 1 回程度、1 月に 5 回まで）1 回につき 325 単位	10 円
		事業対象者・要支援 1・要支援 2（1 回 2～3 時間、週 2 回程度、1 月に 10 回まで）1 回につき 325 単位	10 円
第 1 号介護予防支援事業	ケアマネジメント A	報酬告示別表の 3 に定める単位	10 円

別表 2（第 9 条関係）

サービスの種類	加算の対象	単位数	1 単位の単価
介護予防訪問介護相当サービス	報酬告示別表の 1 に定める対象	報酬告示別表の 1 に定める単位	10 円
共生型訪問型サービス	報酬告示別表の 1 に定める対象	報酬告示別表の 1 に定める単位	10 円
介護予防通所介護相当サービス	報酬告示別表の 2 に定める対象	報酬告示別表の 2 に定める単位	10 円
共生型通所型サービス	報酬告示別表の 2 に定める対象	報酬告示別表の 2 に定める単位	10 円
ケアマネジメント A	報酬告示別表の 3 に定める対象	報酬告示別表の 3 に定める単位	10 円